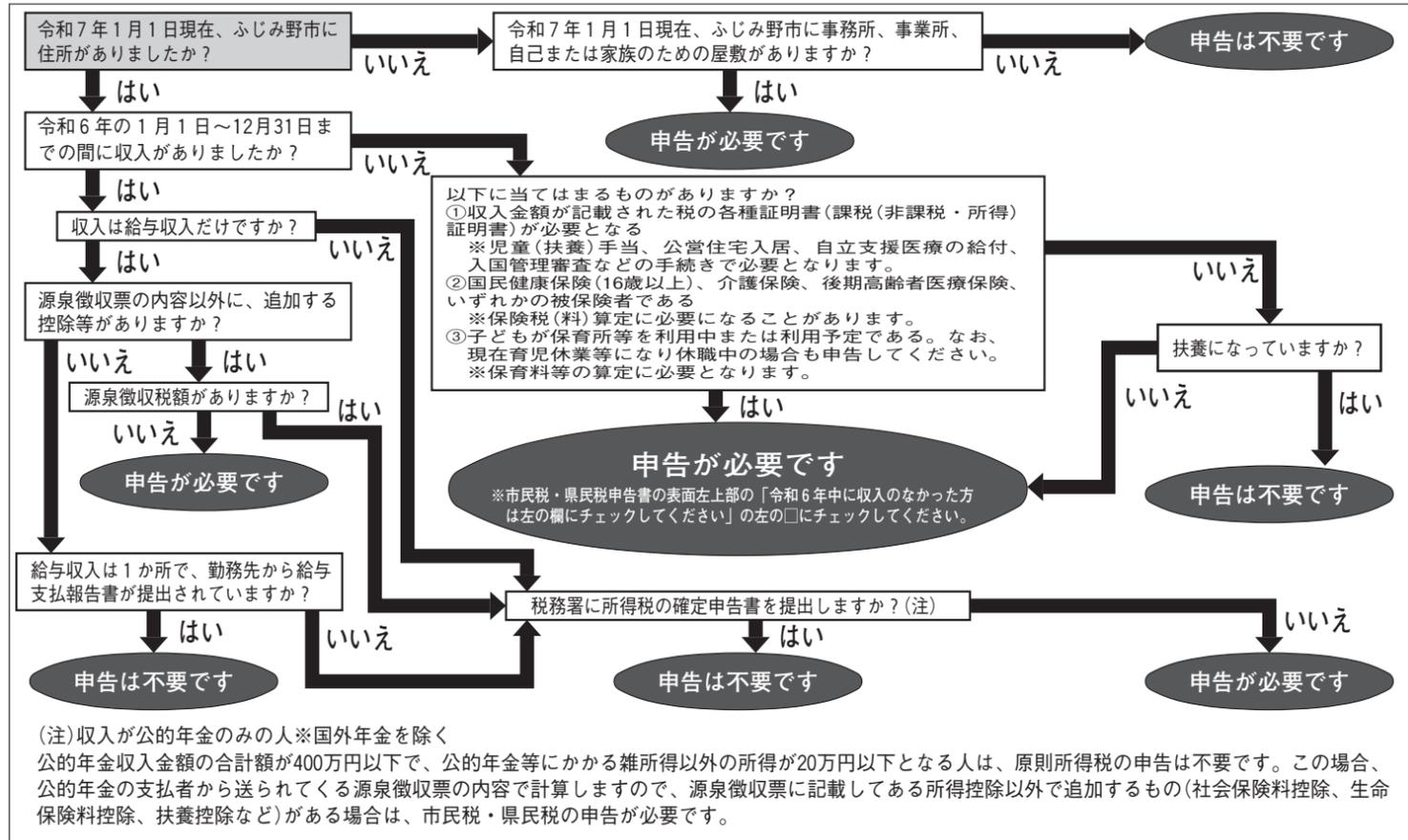


# 令和7年度市民税・県民税の申告について

令和7年度市民税・県民税申告書の提出期限は3月17日(月)までです。

申告書は市民税・県民税を計算する資料となりますので、この「申告書の書き方」を参考に、**令和6年中の状況**を期日までに申告してください。



- 申告書の提出には、**証明書類、個人番号(マイナンバー)確認書類、本人確認書類の添付または提示**が必要です。申告書の提出の際には、次の①～④の添付または提示が必要ですので、御用意ください。
  - ①収入金額等を証明する書類(源泉徴収票、支払調書、収支内訳書など)  
 ※給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票については、申告書に記載があれば添付が不要です。ただし、市役所等で申告書を作成する場合は、必ず御持参ください。
  - ②控除を証明する書類(控除証明書、領収書、学生証)
  - ③本人の個人番号(マイナンバー)を確認できる書類(個人番号カード(マイナンバーカード)、通知カード、住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載があるもの)など)
  - ④申告者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど)  
 なお、郵送にて申告書を出す場合には、上記①～④(①、②は原本(学生証は写し)、③、④は写し)を同封してください。
- 寄附金税額控除を受ける方は御注意ください。  
 地方公共団体に対する寄附金について、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用する方(『寄附金税額控除等に係る申告特例申請書』を寄附先団体に提出されている方)は、申告不要です。  
 (注)所得税の確定申告書または市民税・県民税申告書を提出される方は、『寄附金税額控除等に係る申告特例申請書』を寄附先団体に提出をしている方でも、申告書に寄附先から発行された前年分の寄附金受領証明書の添付が必要になります。  
 ※申告の際は、以下の該当箇所に必ず記載してください。
  - ・所得税の確定申告書 第2表「住民税に関する事項」
  - ・市民税・県民税申告書 裏面「14. 寄附金に関する事項」
- 申告書表面5において、特別徴収・普通徴収の選択が可能な所得は、給与・公的年金等以外の所得に限られますので御注意ください。
- 医療費控除を受ける方は、別紙「医療費控除の明細書」に必要事項を記入し、添付してください。  
 また、セルフメディケーション税制の適用を選択する方は、別紙「セルフメディケーション税制の明細書」への記入・添付と、予防接種・がん検診等の健康の維持増進及び疾病の予防のための一定の取組を行ったことがわかる書類の添付または提示をしてください。

◎問合せ先 ふじみ野市役所総務部税務課市民税係 ☎直通 049-262-9011

収入金額<A>	所得金額	備考
551,000円未満	0円	<B>は次の手順で求めてください  <A>÷4,000=<a>(小数点以下切り捨て)  <a>×4,000=<B>
551,000円～1,618,999円	<A>-550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	<B>×60%+100,000円	
1,800,000円～3,599,999円	<B>×70%-80,000円	
3,600,000円～6,599,999円	<B>×80%-440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	<A>×90%-1,100,000円	
8,500,000円以上	<A>-1,950,000円	

計算された控除額を給与所得から控除する。 (1)(2)双方に該当する場合、(1)計算後の給与所得により、(2)を計算する。	
条件	(1)給与等の収入金額850万円超で、(a)23歳未満の扶養親族もしくは特別障害者等を扶養している、(b)特別障害者本人のいずれかに該当する
控除額	(2)給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有し、その合計額が10万円を超える  (給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円)×10%  (給与所得金額(10万円超の場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円))-10万円

受給者の年齢	収入金額<A>	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満の人 (昭和35年1月2日以後の生まれ) [12/31 現況]	1,300,000円未満	<A>-600,000円	<A>-500,000円	<A>-400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	<A>×0.75-275,000円	<A>×0.75-175,000円	<A>×0.75-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	<A>×0.85-685,000円	<A>×0.85-585,000円	<A>×0.85-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	<A>×0.95-1,455,000円	<A>×0.95-1,355,000円	<A>×0.95-1,255,000円
65歳以上の人 (昭和35年1月1日以前の生まれ) [12/31 現況]	10,000,000円以上	<A>-1,955,000円	<A>-1,855,000円	<A>-1,755,000円
	3,300,000円未満	<A>-1,100,000円	<A>-1,000,000円	<A>-900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	<A>×0.75-275,000円	<A>×0.75-175,000円	<A>×0.75-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	<A>×0.85-685,000円	<A>×0.85-585,000円	<A>×0.85-485,000円
(昭和35年1月1日以前の生まれ) [12/31 現況]	7,700,000円～9,999,999円	<A>×0.95-1,455,000円	<A>×0.95-1,355,000円	<A>×0.95-1,255,000円
	10,000,000円以上	<A>-1,955,000円	<A>-1,855,000円	<A>-1,755,000円

		納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
①配偶者控除	老人 (昭和30年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円	
	一般 (上記以外)	33万円	22万円	11万円	
②配偶者特別控除	所得金額	控除額			
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
③基礎控除	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	

	控除額	
一般の扶養親族 (以下の扶養親族以外)	33万円	
特定扶養親族 (平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)	45万円	
老人扶養親族 (昭和30年1月1日以前生まれ)	同居老親等以外 同居老親等	38万円 45万円
16歳未満の扶養親族 (平成21年1月2日以後生まれ)	0円	

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

# 申告書の書き方

この「書き方」は、申告書の様式にしたがって一般的なことからついて説明してありますので、記載例とあわせてお読みください。  
御不明な点がありましたら、税務課までお問合せください。

## 令和7年度 市民税 申告書

表

現住所 ふじみ野市福岡1丁目1番1号	業種又は職業 〇〇卸売業
1月1日現在の住所 同上	電話番号 XX-XXXX
フリガナ フジミノ タロウ	個人番号 ●●●●●●●●●●
氏名 ふじみ野 太郎	世帯主の氏名 ふじみ野太郎
生年 35.3.4	続柄 本人
提出年月日 7.2.19	

令和6年中に収入のなかった方は左の欄にチェックしてください

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払った保険料	控除額
国民健康保険(後期高齢者医療保険)	150,000	150,000
介護保険・国民年金		
その他		
合計	150,000	150,000
新生命保険料の計	旧生命保険料の計	控除額
57,000	93,000	93,000
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	控除額
61,000	72,000	72,000
介護医療保険料の計	旧長期損害保険料の計	控除額
59,000	24,000	24,000

⑬ 寡婦・ひとり親控除  
 寡婦控除  ひとり親控除  
 寡婦・ひとり親控除

⑳ 障害者控除  
 1 氏名 ふじみ野 一郎  
 2 氏名  
 個人番号

㉑ 配偶者控除・配偶者特別控除  
 氏名 ふじみ野 花子  
 個人番号

㉒ 扶養控除  
 1 氏名 ふじみ野 一郎  
 2 氏名  
 3 氏名  
 4 氏名

㉓ 歳末満額の扶養親族  
 1 氏名 ふじみ野 二郎  
 2 氏名  
 3 氏名

㉔ 雑損控除  
 損害の原因  
 損害の金額

㉕ 医療費控除  
 支払った医療費等  
 500,000

㉖ 雑損控除  
 損害の金額  
 200,000

㉗ 雑損控除  
 損害の金額  
 200,000

㉘ 雑損控除  
 損害の金額  
 200,000

㉙ 雑損控除  
 損害の金額  
 200,000

### 記入もれに御注意ください

収入金額等	金額
1 事業	5,000,000
2 不動産	100,000
3 利子	120,000
4 配当	678,000
5 給与	1,000,000
6 公的年金等	400,000
7 雑業	400,000
8 短期	
9 長期	
10 一時	
11 総合譲渡・一時	
合計	2,148,000

所得金額	金額
1 事業	1,400,000
2 不動産	100,000
3 利子	120,000
4 配当	28,000
5 給与	400,000
6 公的年金等	100,000
7 雑業	500,000
8 短期	
9 長期	
10 一時	
11 総合譲渡・一時	
合計	2,170,000

所得から差し引かれる金額	金額
13 社会保険料控除	150,000
14 小規模企業共済等掛金控除	70,000
15 生命保険料控除	10,000
16 地震保険料控除	530,000
17 寡婦・ひとり親控除	330,000
18 配偶者(特別)控除	450,000
19 扶養控除	430,000
20 基礎控除	1,970,000
21 雑損控除	200,000
22 医療費控除	2,170,000

所得から差し引かれる金額	金額
23 社会保険料控除	150,000
24 小規模企業共済等掛金控除	70,000
25 生命保険料控除	10,000
26 地震保険料控除	530,000
27 寡婦・ひとり親控除	330,000
28 配偶者(特別)控除	450,000
29 扶養控除	430,000
30 基礎控除	1,970,000
31 雑損控除	200,000
32 医療費控除	2,170,000

セルフレディケーション税制の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

6 市民税・県民税申告書の送付不要

7 整理欄

この例の場合、給与所得控除55万円と所得金額調整控除(表面参照)により、収入金額から合計65万円引いた金額が入ります。

該当する場合は記入もれに御注意ください

## 1 収入金額等について

- ア「営業等」…卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工、漁業などの事業から生ずる収入です。
- イ「農業」…野菜、果樹などの栽培、農産物の生産、農家が兼営する家畜、家さんなどの飼育、酪農物の生産などの事業から生ずる収入です。
- ウ「不動産」…貸家、アパート、貸宅地、小作料などの家賃や地代による収入です。
- エ「利子」…公社債及び預貯金の利子などの収入です。
- オ「配当」…利益の配当、剰余金の分配、特定株式の収益の分配、私証券投資信託の収益の分配、一般外貨建証券投資信託の収益の分配などの収入です。
- カ「給与」…給料、賃金、賞与などの収入です。勤務先から「令和6年分給与所得の源泉徴収票」をもらった人は、申告書に添付してください。
- キ、ク、「雑」…原稿料、講演料、印税など他の所得にあてはまらない収入です。国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金については「公的年金等」欄に、副業などの業務に係る収入については「業務」欄に記入してください。
- コ、サ「総合譲渡」…機械、特許権、ゴルフ会員権、競走馬、書画、こつとう、貴金属などの資産の譲渡による収入です。譲渡した資産の保有期間が5年以内のものは「短期」、5年を超えるものは「長期」となります。
- シ「一時」…懸賞の賞金品、生命保険金などの一時的な性質の収入です。

## 2 所得金額について

- ①～⑪上記「1 収入金額等について」のアからシの収入から必要経費等を差し引いたあとの金額です。
- ⑫「給与」及び⑦～⑨「雑」のうち公的年金等の所得については「申告書の書き方」(本用紙)の裏面に記載の速算表を基に、それ以外については申告書表面の各該当項目を基に計算してください。

⑫「合計」…①から⑪の合計額を記入してください。

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

- ⑬「社会保険料控除」…令和6年中に支払った健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、厚生年金保険料などの金額が控除されます。(証明書類が必要) 控除額=支払い金額の全額
- ⑭「小規模企業共済等掛金控除」…令和6年中に支払った中小企業基盤整備機構と契約した共済契約(旧第2種共済契約を除く)に基づく掛金、企業型(個人型)年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金が控除されます。(証明書類が必要) 控除額=支払い金額の全額
- ⑮「生命保険料控除」…令和6年中に生命保険、簡易保険、農協の生命共済、個人年金保険料などの支払いがある場合に控除されます。一般の生命保険料のうち旧生命保険料については1口が9,000円を超えるもの、またそれ以外の保険料については金額の多少にかかわらず、全てのものについて証明書類が必要です。 ※生命保険料控除額の計算

保険料の種類(新制度のみ)	年間の支払保険料(合計)	控除額
一般の保険料	A	F
個人年金保険料	C	H
介護医療保険料	E	J

年間の支払保険料等	控除額
～12,000円	支払保険料等の全額
12,001円～32,000円	支払保険料等×0.5+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料等×0.25+14,000円
56,001円～	一律28,000円

年間の支払保険料等	控除額
～15,000円	支払保険料等の全額
15,001円～40,000円	支払保険料等×0.5+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料等×0.25+17,500円
70,001円～	一律35,000円

K (一般の保険料の計)	F + G (最高 28,000円)
L (個人年金保険料の計)	H + I (最高 28,000円)
M	J + K + L (最高 70,000円)

※申告書表面「4. 所得から差し引かれる金額」の「⑮生命保険料控除」に転記してください。

⑯「地震保険料控除」…令和6年中に地震等損害部分に係る損害保険、火災保険、火災共済などの支払いがある場合に控除されます。(証明書類が必要) ※「自動車損害賠償責任保険」などは対象にはなりません。

A	B	C	D
地震保険料(合計)	旧長期損害保険料(合計)	Aの金額×1/2	Bの金額
最高25,000円	最高25,000円	最高25,000円	～5,000円
			5,001円～15,000円
			15,001円～

※ 申告書表面「4. 所得から差し引かれる金額」の「⑯地震保険料控除」に転記してください。

種類	寡婦になった原因	扶養の有無など	本人の所得要件	控除額
寡婦	死別		合計所得金額が500万円以下	26万円
寡婦	離別	子以外の扶養親族がいる	合計所得金額が500万円以下	26万円
ひとり親	死別、離別、未婚(事実婚は除く)	生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の扶養になっていない子に限る)がいる	合計所得金額が500万円以下	30万円

⑲「勤労学生控除」…令和6年12月31日現在あなたが大学などの学生で合計所得金額が75万円以下であり、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に記入してください。 控除額=26万円

⑳「障害者控除」…令和6年12月31日現在、あなた、あるいはあなたと生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者又は扶養親族が障害者控除に該当する場合は、その方の名前と個人番号(マイナンバー)、障害の程度を記入してください。 控除額=26万円(障害者)、30万円(特別障害者)、53万円(同居特別障害者)

※「障害者控除」は、令和6年12月31日に障害の程度を記載した手帳等の交付対象である方が該当となります。「特別障害者控除」とは、そのうち特に重度の障害がある方が該当になり、障害の程度が、身体障害者手帳の1、2級、精神障害者保健福祉手帳の1級、療育手帳のA、Aとなる方などが対象です。 ※手帳等の内容は、県ごとで異なることがあります。

㉑「配偶者控除」…あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を扶養する場合、配偶者の名前、個人番号(マイナンバー)、配偶者の合計所得金額等を記入してください。 ※控除額については裏面をご覧ください。

㉒「配偶者特別控除」…あなたの合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者を有し、その配偶者の合計所得金額が一定金額以下の場合に33万円を限度として控除を受けることができます。 ※控除額については裏面をご覧ください。

㉓「扶養控除」…あなたが、令和6年中の合計所得金額が48万円以下で生計を一にする親族を扶養する場合、親族の名前、個人番号(マイナンバー)等を記入してください。配偶者や事業専従者は該当しません。 ※控除額については裏面をご覧ください。

㉔「雑損控除」…令和6年中に火災や盗難などで住宅や家財などの資産に損害を受けたり、雪おろし費用等災害関連の支出をした場合に控除されます。(証明書と、記入済の計算書が必要) 控除額=一次のA・Bいずれか多い金額 A 実質損失額-総所得金額等の合計額×10% B 実質損失額のうち災害関連支出の金額-5万円

㉕「医療費控除」…令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする人のために支払った医療費がある場合に控除されます。控除額は200万円が限度です。(記入済の明細書が必要) 控除額=(支払った医療費-保険金などで補填される金額)-(10万円または総所得金額等の5%とのいずれか少ない方の金額) 「セルフメディケーション税制」…令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする人のために支払ったスイッチOTC医薬品の購入費がある場合に控除されます。 控除額は8万8千円が限度です。(記入済の明細書と、健康増進や疾病予防のための一定の取組を行ったことがわかる書類が必要) ※医療費控除との選択適用であり、両方の控除を受けることはできません 控除額=(スイッチOTC医薬品の購入費-保険金などで補填される金額)-1万2千円

## 4 所得から差し引かれる金額について

⑬～⑳、㉑、㉒上記「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当項目にて求めた控除額を記入してください。

㉓「⑬から㉑までの計」…⑬から㉑の合計額を記入してください。

㉔「合計」…㉓から㉑の合計額を記入してください。

申告期限は3月17日です。

記入もれに御注意ください

源泉徴収票等の左端をここに貼ってください

記入もれに御注意ください

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「15」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

裏面にも記載する欄がありますので、注意してください。